



交母だより



佐井村
交通安全母の会

自転車の悪質運転者に対する講習制度が新設されました

自転車の交通事故を減らすため道路交通法が一部改正され、平成27年6月から酒酔い運転や信号無視などの危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に、安全講習の受講が義務付けられました。(受講命令違反...5万円以下の罰金)

【対象となる主な違反行為】

右側通行(逆走)などの通行区分違反、一時停止違反、路側帯通行時の歩行者の通行妨害などです。



みんなで続けていこう！交通死亡事故ゼロ 次の目標は1,000日 記録 **967**日(7/1現在)
7月の早め点灯時刻は 午後6時です

こちら佐井駐在所

☎382218

～夏の交通安全県民運動～

期間

平成27年7月21日(火)から7月31日(金)までの11日間

運動の重点

- (1) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (2) 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- (3) 飲酒・暴走運転の根絶

重点内容

7月、8月は、夏休み期間中の子どもが被害に遭う交通事故、レジャーや夏祭りに伴う飲酒・暴走運転などによる交通事故の発生が懸念されます。

ドライバーのみなさんはもちろん、自転車利用者や歩行者のみなさんも交通ルールを守り、交通事故を起こさないよう、また、遭わないように注意しましょう。

●駐在メモ

交通マナーについて

最近、運転者のマナーの悪さが目立っています。

一時停止で止まって確認しない人、携帯電話(スマホ)をしながら運転する人、ヘルメットを被らずにバイクを運転する人、免許不携帯で運転する人、酒気帯びで運転する人など、挙げればきりがありません。

「少くくはいいだろう」「捕まらなければいいんだ」そう考えているかもしれませんが、重大な事故になってからでは手遅れです。

毎日のように悲惨な交通事故のニュースが流れています。以前、佐井村でも死亡事故がありました。他人事ではありませんよ。

駐在日誌 ～管内事件・事故発生状況～

5月 【事件】なし

【事故】物損事故 5件

事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。